

国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律案 新旧対照表

○国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第二章 任用</p> <p>第四条 国会職員の採用は、国会職員であつた者又はこれに準ずる者のうち、両議院の議長が協議して定める者を採用する場合その他両議院の議長が協議して定める場合を除き、条件付のものとし、国会職員が、その職において六月の期間（六月の期間とすることが適当でない）と認められる国会職員として両議院の議長が協議して定める国会職員にあつては、両議院の議長が協議して定める期間を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに、正式のものとなるものとする。</p> <p>② 前項に定めるもののほか、条件付採用に關し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。</p> <p>第四条の二 各本属長は、年齢六十年に達した日以後にこの法律の規定により退職（各議院事務局の事務総長、議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事及び常任委員会専門員、各議院法制局の法制局長並びに国立国会図書館の館長及び専門調査員並びに臨時の職員、法律により任期を定めて任用される国会職員及び非常勤の職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び第二十八条第二項において「年齢六十一年以上退職者」という。）を、両議院の議長が</p>	<p>第二章 任用</p> <p>第四条 国会職員の採用は、条件付のものとし、その国会職員が六月を下らない期間を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに、正式のものとなるものとする。</p> <p>② 条件付採用に關し必要な事項又は条件付採用期間であつて六月をこえる期間を要するものについては、各本属長がこれを定める。</p> <p>（新設）</p>

協議して定めるところにより、従前の勤務実績その他の両議院の議長が協議して定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める国会議員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める国会議員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この項及び第三項において同じ。）（第二十五条第三項の規定に基づく定めにおいて一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）別表第十一に規定する指定職俸給表に相当する給料表の適用を受ける国会議員が占める職として両議院の議長が協議して定める職（第四項及び第四章において「指定職」という。）を除く。以下この項及び第三項において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢六十一年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める国会議員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における第十五条の六第一項に規定する定年退職日をいう。次項及び第三項において同じ。）を経過した者であるときは、この限りでない。

② 前項の規定により採用された国会議員（以下この条及び第二十八条第二項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の任期は、採用の日から定年退職日相当日までとする。

③ 各本属長は、年齢六十一年以上退職者のうちその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日を経過していない者以外の者を当該短時間勤務の職に採用することができず、定年前再任

（新設）

（新設）

用短時間勤務職員のうち当該定年前再任用短時間勤務職員を昇任し、降任し、又は転任しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日を経過していない定年前再任用短時間勤務職員以外の国会職員を当該短時間勤務の職に昇任し、降任し、又は転任することができない。

④ 各本属長は、定年前再任用短時間勤務職員を、指定職又は指定職以外の常時勤務を要する職に昇任し、降任し、又は転任することができない。

第四章 分限及び保障

第九条 (略)

② 国会職員は、この法律で定める事由又は両議院の議長が協議して定める事由に該当するときは、降給されるものとする。

③ 前項の規定により降給するときは、第十五条の二第三項に規定する他の職への降任等に伴う降給をする場合その他両議院の議長が協議して定める場合を除き、国会職員審査委員会の審査を経なければならぬ。

第十五条の二 各本属長は、管理監督職（指定職その他管理又は監督の地位にある国会職員が占める職のうち両議院の議長が協議して定める職（これらの職のうち、その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることによりこの条の規定を適用することが著しく不適当と認められる職として両議院の議長が協議して定め

(新設)

第四章 分限及び保障

第九条 (略)

② 国会職員は、両議院の議長が協議して定める事由に該当するときは、降給されるものとする。

③ 前項の規定により降給するときは、両議院の議長が協議して定める場合を除き、国会職員審査委員会の審査を経なければならない。

(新設)

る職を除く。)をいう。以下この章において同じ。)を占める国会職員でその占める管理監督職に係る管理監督職務上限年齢に達している国会職員について、異動期間(当該管理監督職務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の四月一日までの間をいう。以下この章において同じ。)(第十五条の五第一項から第四項までの規定により延長された期間を含む。以下この項において同じ。)に、管理監督職以外の職又は管理監督職務上限年齢が当該国会職員の年齢を超える管理監督職(以下この項及び第三項においてこれらの職を「他の職」という。)への降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)をするものとする。ただし、異動期間に、この法律の他の規定により当該国会職員について他の職への昇任、降任若しくは転任をした場合若しくは他の法律の規定により他の職に任用した場合又は第十五条の七第一項の規定により当該国会職員を管理監督職を占めたまま引き続き勤務させることとした場合は、この限りでない。

② 前項の管理監督職務上限年齢は、年齢六十年とする。ただし、次の各号に掲げる管理監督職を占める国会職員の管理監督職務上限年齢は、当該各号に定める年齢とする。

- 一 各議院事務局の事務次長、各議院法制局の法制次長及び国立国会図書館の副館長並びにこれらに準ずる管理監督職のうち両議院の議長が協議して定める管理監督職 年齢六十二年
- 二 前号に掲げる管理監督職のほか、その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより管理監督職務上

(新設)

限年齢を年齢六十年とすることが著しく不相当と認められる管理監督職として両議院の議長が協議して定める管理監督職 六十年を超え六十四年を超えない範囲内で両議院の議長が協議して定める年齢

③ 第一項本文の規定による他の職への降任又は転任（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たつて各本属長が遵守すべき基準に関する事項その他の他の職への降任等に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

第十五条の三 各本属長は、採用し、昇任し、降任し、又は転任しよ
うとする管理監督職に係る管理監督職務上限年齢に達している者
を、その者が当該管理監督職を占めているものとした場合における
異動期間の末日の翌日（他の職への降任等をされた国会職員にあつ
ては、当該他の職への降任等をされた日）以後、当該管理監督職に
採用し、昇任し、降任し、又は転任することができない。

第十五条の四 前二条の規定は、法律により任期を定めて任用される
国会職員には適用しない。

第十五条の五 各本属長は、他の職への降任等をすべき管理監督職を
占める国会職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、
当該国会職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から
起算して一年を超えない期間内（当該期間内に次条第一項に規定す

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

る定年退職日（以下この項及び次項において「定年退職日」という。）がある国会職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第三項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める国会職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

一 当該国会職員の職務の遂行上の特別の事情を勘案して、当該国会職員以外の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として両議院の議長が協議して定める事由

二 当該国会職員の職務の特殊性を勘案して、当該国会職員以外の職への降任等により、当該管理監督職の欠員の補充が困難となることにより公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として両議院の議長が協議して定める事由

- ② 各本属長は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める国会職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある国会職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第四項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該国会職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えることができない。

- ③ 各本属長は、第一項の規定により異動期間を延長することができ

（新設）

（新設）

る場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職（指定職を除く。以下この項及び次項において同じ。）であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として両議院の議長が協議して定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める国会職員について、当該国会職員の他の職への降任等により、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の欠員の補充が困難となることにより公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として両議院の議長が協議して定める事由があると認めるときは、当該国会職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている国会職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該国会職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

④ 各本属長は、第一項若しくは第二項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める国会職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第二項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前三項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める国会職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日

（新設）

の翌日から起算して一年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

⑤ 前各項に定めるもののほか、これらの規定による異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）の延長及び当該延長に係る国会職員の降任又は転任に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

第十五条の六 国会職員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の三月三十一日又は各本属長があらかじめ指定する日のいずれか早い日（次条第一項及び第二項ただし書において「定年退職日」という。）に退職する。

② 前項の定年は、年齢六十五年とする。ただし、その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより定年を年齢六十五年とすることが著しく不相当と認められる職を占める国会職員として両議院の議長が協議して定める国会職員の定年は、六十五年を超え七十年を超えない範囲内で両議院の議長が協議して定める年齢とする。

③ 前二項の規定は、法律により任期を定めて任用される国会職員及

（新設）

第十五条の二 国会職員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の三月三十一日又は各本属長があらかじめ指定する日のいずれか早い日（以下「定年退職日」という。）に退職する。

② 前項の定年は、年齢六十年とする。ただし、次の各号に掲げる国会職員の定年は、当該各号に定める年齢とする。

一 診療所等で両議院の議長が協議して定めるものに勤務する医師及び歯科医師 年齢六十五年

二 庁舎の監視その他の庁務及びこれに準ずる業務に従事する国会職員で両議院の議長が協議して定めるもの 年齢六十二年

三 前二号に掲げる国会職員のほか、その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより定年を年齢六十年とすることが著しく不相当と認められる職を占める国会職員で両議院の議長が協議して定めるもの 六十年を超え、六十五年を超えない範囲内で両議院の議長が協議して定める年齢

③ 前二項の規定は、法律により任期を定めて任用される国会職員に

び非常勤の職員には適用しない。

第十五条の七 各本属長は、定年に達した国会職員が前条第一項の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があるとき、同項の規定にかかわらず、当該国会職員に係る定年退職日の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を定め、当該国会職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第十五条の五第一項から第四項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長した国会職員であつて、定年退職日において管理監督職を占めている国会職員については、同条第一項又は第二項の規定により当該定年退職日まで当該異動期間を延長した場合に限るものとし、当該期限は、当該国会職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えない。

一 前条第一項の規定により退職すべきこととなる国会職員の職務の遂行上の特別の事情を勘案して、当該国会職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として、両議院の議長が協議して定める事由

二 前条第一項の規定により退職すべきこととなる国会職員の職務の特殊性を勘案して、当該国会職員の退職により、当該国会職員が占める職の欠員の補充が困難となることにより公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として、両議院の議長が協議し

ついでには、適用しない。

第十五条の三 各本属長は、定年に達した国会職員が前条第一項の規定により退職すべきこととなる場合において、その国会職員の職務の特殊性又はその国会職員の職務の遂行上の特別の事情からみてその退職により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる十分な理由があるときは、同項の規定にかかわらず、その国会職員に係る定年退職日の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を定め、その国会職員を当該職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。

（新設）

（新設）

て定める事由

② 各本属長は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該国会職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する国会職員にあつては、当該国会職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して三年を超えることができない。

③ 前二項に定めるもののほか、これらの規定による勤務に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

(削る)

② 各本属長は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認められる十分な理由があるときは、一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その国会職員に係る定年退職日の翌日から起算して三年を超えることができない。

(新設)

第十五条の四 各本属長は、第十五条の二第一項の規定により退職した者若しくは前条の規定により勤務した後退職した者又は定年退職日以前に退職した者のうち勤続期間等を考慮してこれらに準ずるものとして両議院の議長が協議して定める者（以下「定年退職者等」という。）を、従前の勤務実績等に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する職に採用することができる。ただし、その者がその者を採用しようとする職に係る定年に達していないときは、この限りでない。

② 前項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、各本属長の定めるところにより、一年を超えない範囲内で更新することができる。

③ 前二項の規定による任期については、その末日は、その者が年齢

六十五年^一に達する日以後における最初の三月三十一日以前でなければならぬ。

(削る)

第十五条の五 各本属長は、定年退職者等を、従前の勤務実績等に基^二づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、短時間勤務の職(当該職を占める国会職員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種のもの^三を占める国会職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるものをいう。以下同じ。)に採用することができる。

② 前項の規定により採用された国会職員の任期については、前条第二項及び第三項の規定を準用する。

③ 短時間勤務の職については、定年退職者等のうち第十五条の二第一項及び第二項の規定の適用があるものとした場合の当該職に係る定年に達した者に限り任用することができるものとする。

第十五条の八 国会職員で、その意に反して、降給(他の職への降任等に伴う降給を除く。)、降任(他の職への降任等に該当する降任を除く。)、休職若しくは免職をされ、その他著しく不利益な処分若しくは取扱いを受け、又は懲戒処分を受けたものの苦情の処理に^一関しては、衆議院の事務局及び法制局並びに訴追委員会事務局の職員については衆議院議長が衆議院の議院運営委員会に諮^二つて定め、参議院の事務局及び法制局並びに弾劾裁判所事務局の職員については参議院議長が参議院の議院運営委員会に諮^三つて定め、国立国会図

第十五条の六 国会職員で、その意に反して、降給され、降任され、休職され、免職され、その他著しく不利益な処分若しくは取扱いを受け、又は懲戒処分を受けたものの苦情の処理に^一関しては、衆議院の事務局及び法制局並びに訴追委員会事務局の職員については衆議院議長が衆議院の議院運営委員会に諮^二つて定め、参議院の事務局及び法制局並びに弾劾裁判所事務局の職員については参議院議長が参議院の議院運営委員会に諮^三つて定め、国立国会図書館の職員については国立国会図書館の館長が両議院の議院運営委員会の承認を経て

書館の職員については国立国会図書館の館長が両議院の議院運営委員会の承認を経て定めるところによる。

第十六条 この章の規定（第十条の規定を除く。）は、各議院事務局の事務総長、議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事及び常任委員会専門員、各議院法制局の法制局長並びに国立国会図書館の館長及び専門調査員には適用しない。

② この章の規定（第十条の規定を除く。）は、臨時の職員の分限には適用しない。

③ 第九条、第十一条から第十五条まで及び前条の規定は、条件付採用期間中の職員の分限には適用しない。

④ 臨時の職員及び条件付採用期間中の職員の分限については、両議院の議長が協議して必要な事項を定めることができる。

第七章 懲戒

第二十八条 (略)

② 国会職員が、各本属長の要請に応じ国会職員以外の国家公務員、地方公務員又は沖繩振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち両議院の議長が協議して定めるものを使用される者（以下この項において「国会職員以外

定めるところによる。

第十六条 本章の規定（第十条の規定を除く。）は、各議院事務局の事務総長、議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事及び常任委員会専門員、各議院法制局の法制局長、国立国会図書館の館長及び専門調査員並びに条件付採用期間中の職員、非常勤の職員（短時間勤務の職を占める国会職員を除く。）及び臨時の職員については、これを適用しない。

(新設)

(新設)

(新設)

第七章 懲戒

第二十八条 (略)

② 国会職員が、各本属長の要請に応じ国会職員以外の国家公務員、地方公務員又は沖繩振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち両議院の議長が協議して定めるものを使用される者（以下「国会職員以外

の国家公務員等」という。)となるため退職し、引き続き国会職員以外の国家公務員等として在職した後、引き続き当該退職を前提として国会職員として採用された場合(一の国会職員以外の国家公務員等として在職した後、引き続き一以上の国会職員以外の国家公務員等として在職し、引き続き当該退職を前提として国会職員として採用された場合を含む。)において、当該退職までの引き続き国会職員としての在職期間(当該退職前に同様の退職(以下この項において「先の退職」という。)、国会職員以外の国家公務員等としての在職及び国会職員としての採用がある場合には、当該先の退職までの引き続き国会職員としての在職期間を含む。以下この項において「要請に応じた退職前の在職期間」という。)のうち前項の国会職員としての在職期間中に同項各号のいずれかに該当したときは、当該国会職員(同項の国会職員であるものに限る。)は、懲戒の処分を受ける。定年前再任用短時間勤務職員が、年齢六十年以上退職者となった日までの引き続き国会職員としての在職期間(要請に応じた退職前の在職期間を含む。)のうち同項の国会職員としての在職期間又は第四条の二第一項の規定によりかつて採用されて定年前再任用短時間勤務職員として在職していた期間中に前項各号のいずれかに該当したときも、同様とする。

附則

1|
(略)

2| 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における

等」という。)となるため退職し、引き続き国会職員以外の国家公務員等として在職した後、引き続き当該退職を前提として国会職員として採用された場合(一の国会職員以外の国家公務員等として在職した後、引き続き一以上の国会職員以外の国家公務員等として在職し、引き続き当該退職を前提として国会職員として採用された場合を含む。)において、当該退職までの引き続き国会職員としての在職期間(当該退職前に同様の退職(以下「先の退職」という。)、国会職員以外の国家公務員等としての在職及び国会職員としての採用がある場合には、当該先の退職までの引き続き国会職員としての在職期間を含む。以下「要請に応じた退職前の在職期間」という。)のうち前項の国会職員としての在職期間中に同項各号のいずれかに該当したときは、当該国会職員(同項の国会職員であるものに限る。)は、懲戒の処分を受ける。国会職員が、第十五条の四第一項又は第十五条の五第一項の規定により採用された場合において、定年退職者等となった日までの引き続き国会職員としての在職期間(要請に応じた退職前の在職期間を含む。)のうち前項の国会職員としての在職期間又は第十五条の四第一項若しくは第十五条の五第一項の規定によりかつて採用されて国会職員として在職していた期間中に前項各号のいずれかに該当したときも、同様とする。

附則

(略)

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法(平成二十三年法律第

第十五条の六第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「六十五年」とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句と、同項ただし書中「七十年」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	六十一年	六十六年
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	六十二年	六十七年
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十三年	六十八年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十四年	六十九年

3 | 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における

国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（令和三年法律第 号。以下「令和三年国会職員法等改正法」とい

う。）第一条の規定による改正前の第十五条の二第二項第一号に掲げる国会職員に相当する国会職員として両議院の議長が協議して定

百十二号）がその効力を有する間における第一条、第五条、第八条、第十五条の六、第十六条、第二十四条の三第一項、第二十八条第一項及び第三十三条の規定の適用については、第一条中「次に掲げる者」とあるのは「次に掲げる者並びに東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の委員長及び委員その他の職員」と、第五条、第八条及び第二十八条第一項中「並びに国立国会図書館」とあるのは「、国立国会図書館」と、「専門調査員」とあるのは「専門調査員並びに東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の委員長及び委員」と、第十五条の六中「定める」とあるのは「定め、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の職員については東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の委員長が両議院の議院運営委員会の承認を経て定める」と、第十六条中「専門調査員」とあるのは「専門調査員、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の委員長及び委員」と、第二十四条の三第一項中「並びに国立国会図書館の館長」とあるのは「、国立国会図書館の館長並びに東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の委員長及び委員」と、第三十三条中「訴追委員会」というのは「訴追委員会」という。）並びに東京電力福島原子力発電所事故調査委員会」とする。

前項の規定により読み替えて適用する第三十三条の規定により東京電力福島原子力発電所事故調査委員会に設ける国会職員考査委員会の委員長は、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の委員長、その委員には、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の委員、各議院事務局の事務総長及び事務次長並びに各議院法制局の法制局長及び法

める国会職員に対する第十五条の六第二項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同条第二項ただし書中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	六十五年を超え七十年を超えない範囲内で両議院の議長が協議して定める年齢	年齢六十 六年
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	七十年	六十七年
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	七十年	六十八年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	七十年	六十九年

4 | 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における令和三年国会職員法等改正法第一条の規定による改正前の第十五条の二第二項第二号に掲げる国会職員に相当する国会職員として両議院の議長が協議して定める国会職員に対する第十五条の六第二項の規定の適用については、附則第二項の規定にかかわらず、次の表の

制次長が、これに当たる。

(新設)

上欄に掲げる期間の区分に応じ、同条第二項中「六十五年」とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句と、同項ただし書中「七十年」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	六十三年	六十六年
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	六十三年	六十七年
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十三年	六十八年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十四年	六十九年

5| 令和五年四月一日から令和七年三月三十一日までの間における令和三年国会職員法等改正法第一条の規定による改正前の第十五条の二第二項第三号に掲げる国会職員に相当する国会職員として両議院の議長が協議して定める国会職員に対する第十五条の六第二項の規定の適用については、附則第二項の規定にかかわらず、同条第二項中「年齢六十五年」とあるのは「六十歳を超え六十五年を超えない範囲内で両議院の議長が協議して定める年齢」と、同項ただし書中「六十五年を超え七十年を超えない範囲内で両議院の議長が協議して定める年齢」とあるのは「年齢六十六年」とする。

6| 令和七年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における

(新設)

(新設)

前項に規定する国会職員に対する第十五条の六第二項の規定の適用については、附則第二項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同条第二項中「年齢六十五年」とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句と、同項ただし書中「七十年」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	六十一年を超え六十五年を超えない範囲内で両議院の議長が協議して定める年齢	六十七年
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十二年を超え六十五年を超えない範囲内で両議院の議長が協議して定める年齢	六十八年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十三年を超え六十五年を超えない範囲内で両議院の議長が協議して定める年齢	六十九年

7 各本属長は、当分の間、国会職員（各議院事務局の事務総長、議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事及び常任委員会専門員、各議院法制局の法制局長並びに国立国会図書館の館長及び専門調査員並びに臨時的職員、法律により任期を定めて任用される国会職員

（新設）

及び非常勤の職員並びに令和三年国会職員法等改正法第一条の規定による改正前の第十五条の二第二項第一号に掲げる国会職員に相当する国会職員として両議院の議長が協議して定める国会職員及び同項第三号に掲げる国会職員に相当する国会職員のうち両議院の議長が協議して定める国会職員その他両議院の議長が協議して定める国会職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢六十年（同条第二項第二号に掲げる国会職員に相当する国会職員として両議院の議長が協議して定める国会職員にあつては同号に定める年齢とし、同項第三号に掲げる国会職員に相当する国会職員のうち両議院の議長が協議して定める国会職員にあつては同号に定める年齢とする。以下この項において同じ。）に達する日の属する年度の前年度（当該前年度に国会職員でなかつた者その他の当該前年度においてこの項の規定による情報の提供及び意思の確認を行うことができない国会職員として両議院の議長が協議して定める国会職員にあつては、両議院の議長が協議して定める期間）において、当該国会職員に対し、両議院の議長が協議して定めるところにより、当該国会職員が年齢六十年に達する日以後に適用される任用、給与及び退職手当に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとする。ことに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

8| 令和三年国会職員法等改正法による定年の引上げに伴う第二十五条第三項の規定に基づく定めにおいて定める給与に関する特例措置により降給をする場合における第九条第二項及び第三項並びに第十

（新設）

五条の八の規定の適用については、第九条第二項中「又は」とあるのは、「第二十五条第三項の規定に基づく定めにおいて定める事由又は」と、同条第三項中「する場合」とあるのは「する場合、国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（令和三年法律第 号）による定年の引上げに伴う第二十五条第三項の規定に基づく定めにおいて定める給与に関する特例措置（第十五条の八において「定年の引上げに伴う給与に関する特例措置」という。）による降給をする場合」と、第十五条の八中「伴う降給」とあるのは「伴う降給及び定年の引上げに伴う給与に関する特例措置による降給」とする。

○国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一章 総則</p> <p>（適用範囲）</p> <p>第二条 この法律の規定による退職手当は、常時勤務に服することを要する国家公務員（自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十五条の二第一項の規定により採用された者及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第四項に規定する行政執行法人（以下「行政執行法人」という。）の役員を除く。以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。</p> <p>2 （略）</p> <p>第三条 （自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額）</p> <p>（略）</p> <p>第三条 （略）</p> <p>2 前項に規定する者のうち、負傷若しくは病気（以下「傷病」という。）又は死亡によらず、かつ、第八条の二第五項に規定する認定を受けないで、その者の都合により退職した者（第十二条第一項各号に掲げる者及び傷病によらず、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第七十八条第一号から第三号まで（裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第百九十九号）において準用する場合を</p>	<p>第一章 総則</p> <p>（適用範囲）</p> <p>第二条 この法律の規定による退職手当は、常時勤務に服することを要する国家公務員（<u>国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）第十五条の四第一項若しくは第十五条の五第一項又は自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十五条の二第一項の規定により採用された者及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第四項に規定する行政執行法人（以下「行政執行法人」という。）の役員を除く。以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。</u></p> <p>2 （略）</p> <p>第三条 （自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額）</p> <p>（略）</p> <p>第三条 （略）</p> <p>2 前項に規定する者のうち、負傷若しくは病気（以下「傷病」という。）又は死亡によらず、かつ、第八条の二第五項に規定する認定を受けないで、その者の都合により退職した者（第十二条第一項各号に掲げる者及び傷病によらず、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第七十八条第一号から第三号まで（裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第百九十九号）において準用する場合を</p>

含む。）、自衛隊法第四十二条第一号から第三号まで又は国会職員
法（昭和二十二年法律第八十五号）第十一条第一号から第三
号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下こ
の項及び第六条の第四項において「自己都合等退職者」とい
う。）に対する退職手当の基本額は、自己都合等退職者が次の各号
に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規
定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とす
る。

一〇三（略）

附則

1〇11（略）

12 当分の間、第四条第一項の規定は、十一年以上二十五年未満の期
間勤続した者であつて、六十歳（次の各号に掲げる者にあつては、
当該各号に定める年齢）に達した日以後その者の非違によることな
く退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条
第二項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額に
ついて準用する。この場合における第三条の規定の適用について
は、同条第一項中「又は第五条」とあるのは、「第五条又は附則
第十二項」とする。

一 次に掲げる者 六十三歳

イ 国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第

号。二）において「令和三年国家公務員法等改正法」とい

含む。）、自衛隊法第四十二条第一号から第三号まで又は国会職員
法第十一条第一号から第三号までの規定による免職の処分を
受けて退職した者を含む。以下この項及び第六条の第四項におい
て「自己都合等退職者」という。）に対する退職手当の基本額は、
自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の
規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定め
る割合を乗じて得た額とする。

一〇三（略）

附則

1〇11（略）

12 当分の間、第四条第一項の規定は、十一年以上二十五年未満の期
間勤続した者であつて、六十歳（次の各号に掲げる者にあつては、
当該各号に定める年齢）に達した日以後その者の非違によることな
く退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条
第二項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額に
ついて準用する。この場合における第三条の規定の適用について
は、同条第一項中「又は第五条」とあるのは、「第五条又は附則
第十二項」とする。

一 次に掲げる者 六十三歳

イ 国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第

号。八）において「令和三年国家公務員法等改正法」とい

う。) 第一条の規定による改正前の国家公務員法(次号イ及び附則第十四項第一号において「令和五年旧国家公務員法」という。) 第八十一条の二第二項第二号(裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。) に掲げる職員に相当する職員として内閣官房令で定める職員

ロ 検事総長以外の検察官

ハ 国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律(令和三年法律第 号。附則第十五項において「令和三年国会職員法等改正法」という。) 第一条の規定による改正前の国会職員法(次号ロ及び附則第十四項第七号において「令和五年旧国会職員法」という。) 第十五条の二第二項第二号に掲げる国会職員(国会職員法第一条に規定する国会職員をいう。以下この項及び附則第十四項において同じ。) に相当する国会職員として内閣官房令で定める国会職員

ニ 令和三年国家公務員法等改正法第八条の規定による改正前の自衛隊法(次号ハ及び附則第十四項第九号において「令和五年旧自衛隊法」という。) 第四十四条の二第二項第二号に掲げる隊員(自衛隊法第二条第五項に規定する隊員をいう。以下この項及び附則第十四項において同じ。) に相当する隊員として内閣官房令で定める隊員

二 次に掲げる者 六十歳を超え六十四歳を超えない範囲内で内閣官房令で定める年齢

イ 令和五年旧国家公務員法第八十一条の二第二項第三号(裁判

う。) 第一条の規定による改正前の国家公務員法(次号イ及び附則第十四項第一号において「令和五年旧国家公務員法」という。) 第八十一条の二第二項第二号(裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。) に掲げる職員に相当する職員として内閣官房令で定める職員

ロ 検事総長以外の検察官

(新設)

ハ 令和三年国家公務員法等改正法第八条の規定による改正前の自衛隊法(次号ロ及び附則第十四項第八号において「令和五年旧自衛隊法」という。) 第四十四条の二第二項第二号に掲げる隊員(自衛隊法第二条第五項に規定する隊員をいう。以下この項及び附則第十四項において同じ。) に相当する隊員として内閣官房令で定める隊員

二 次に掲げる者 六十歳を超え六十四歳を超えない範囲内で内閣官房令で定める年齢

イ 令和五年旧国家公務員法第八十一条の二第二項第三号(裁判

所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）に掲げる職員に相当する職員のうち、内閣官房令で定める職員

ロ 令和五年旧国会職員法第十五条の二第二項第三号に掲げる国会職員に相当する国会職員のうち、内閣官房令で定める国会職員

ハ 令和五年旧自衛隊法第四十四条の二第二項第三号に掲げる隊員に相当する隊員のうち、内閣官房令で定める隊員

13 (略)

14 前二項の規定は、次に掲げる者が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

一 一六 (略)

七 令和五年旧国会職員法第十五条の二第二項第一号に掲げる国会職員に相当する国会職員として内閣官房令で定める国会職員及び同項第三号に掲げる国会職員に相当する国会職員のうち内閣官房令で定める国会職員

八 国会職員法第十五条の六第二項ただし書に規定する国会職員

九 一六 (略)

15 一般職の職員の給与に関する法律附則第八項（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）、検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）附則第五条第一項若しくは防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）附則第五項の規定、令和三年国会職員法等改正法による定年の引上げに伴う給与に関する特例措置又はこれらに準ずる給与の支給

所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）に掲げる職員に相当する職員のうち、内閣官房令で定める職員

(新設)

ロ 令和五年旧自衛隊法第四十四条の二第二項第三号に掲げる隊員に相当する隊員のうち、内閣官房令で定める隊員

13 (略)

14 前二項の規定は、次に掲げる者が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

一 一六 (略)

七 国会職員法第十五条の二第一項の規定の適用を受ける同法第一条に規定する国会職員

(新設)

八 一六 (略)

15 一般職の職員の給与に関する法律附則第八項（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）、検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）附則第五条第一項若しくは防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）附則第五項の規定又はこれらに準ずる給与の支給の基準による職員の俸給月額の設定は、俸給月額の減額改定に該当しないものと

の基準による職員の俸給月額の設定は、俸給月額の減額改定に該当しないものとする。

16 当分の間、第四条第一項第三号並びに第五条第一項第三号、第五号及び第六号に掲げる者に対する第五条の三及び第六条の三の規定の適用については、第五条の三並びに第六条の三の表第六条の項、第六条の二第一号の項及び第六条の二第二号の項中「定年」とあるのは、「定年（附則第十二項各号及び第十四項各号に掲げる者以外の者（国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第 号）第一条の規定による改正前の国家公務員法第八十一条の二第二項本文（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）の適用を受けていた者であつて附則第十四項第二号に掲げる職員に該当する職員、国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（令和三年法律第 号）第一条の規定による改正前の国会職員法第十五条の二第二項本文の適用を受けていた者であつて附則第十四項第八号に掲げる国会職員に該当する国会職員及び国家公務員法等の一部を改正する法律第八条の規定による改正前の自衛隊法第四十四条の二第二項本文の適用を受けていた者であつて附則第十四項第十号に掲げる隊員に該当する隊員を含む。）にあつては六十歳とし、附則第十二項各号に掲げる者にあつては当該各号に定める年齢とし、附則第十四項第一号に掲げる職員、同項第七号に掲げる国会職員及び同項第九号に掲げる隊員にあつては六十五歳とし、同項第十二号に掲げる職員にあつては内閣官房令で定める年齢とする。）とする。

する。

16 当分の間、第四条第一項第三号並びに第五条第一項第三号、第五号及び第六号に掲げる者に対する第五条の三及び第六条の三の規定の適用については、第五条の三並びに第六条の三の表第六条の項、第六条の二第一号の項及び第六条の二第二号の項中「定年」とあるのは、「定年（附則第十二項各号及び第十四項各号に掲げる者以外の者（国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第 号）第一条の規定による改正前の国家公務員法第八十一条の二第二項本文（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）の適用を受けていた者であつて附則第十四項第二号に掲げる職員に該当する職員及び国家公務員法等の一部を改正する法律第八条の規定による改正前の自衛隊法第四十四条の二第二項本文の適用を受けていた者であつて附則第十四項第九号に掲げる隊員に該当する隊員を含む。）にあつては六十歳とし、附則第十二項各号に掲げる者にあつては当該各号に定める年齢とし、附則第十四項第一号に掲げる職員及び同項第八号に掲げる隊員にあつては六十五歳とし、同項第十一号に掲げる職員にあつては内閣官房令で定める年齢とする。）とする。

○国会職員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百八号）（附則第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第三章 育児短時間勤務</p> <p>（育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務国会職員の任用）</p> <p>第十九条 本属長は、第十二条第二項又は第十三条第一項の規定による請求があつた場合において、当該請求に係る期間について当該請求をした国会職員の業務を処理するため必要があると認めるときは、両議院の議長が協議して定めるところにより、当該請求に係る期間を任期の限度として、当該請求をした国会職員が育児短時間勤務をすることにより処理することが困難となる業務と同一の業務を行うことをその職務の内容とする常時勤務を要しない職を占める国会職員を任用することができる。この場合において、<u>国会職員法第四十条の二第三項の規定は、適用しない。</u></p> <p>2 （略）</p> <p>第四章 育児時間</p> <p>第二十条 本属長は、国会職員（任期付短時間勤務国会職員その他その任用の状況がこれに類する国会職員として両議院の議長が協議して定める国会職員を除く。）が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、両議院の議長が協議して定めるところにより、当該国会職員がその小学校就学の始期（常時勤務することを要しない国会職員（国会職員法<u>第四</u>条の二第二項に規定する定</p>	<p>第三章 育児短時間勤務</p> <p>（育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務国会職員の任用）</p> <p>第十九条 本属長は、第十二条第二項又は第十三条第一項の規定による請求があつた場合において、当該請求に係る期間について当該請求をした国会職員の業務を処理するため必要があると認めるときは、両議院の議長が協議して定めるところにより、当該請求に係る期間を任期の限度として、当該請求をした国会職員が育児短時間勤務をすることにより処理することが困難となる業務と同一の業務を行うことをその職務の内容とする常時勤務を要しない職を占める国会職員を任用することができる。この場合において、<u>国会職員法第十五条の五第三項の規定は、適用しない。</u></p> <p>2 （略）</p> <p>第四章 育児時間</p> <p>第二十条 本属長は、国会職員（任期付短時間勤務国会職員その他その任用の状況がこれに類する国会職員として両議院の議長が協議して定める国会職員を除く。）が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、両議院の議長が協議して定めるところにより、当該国会職員がその小学校就学の始期（常時勤務することを要しない国会職員（国会職員法<u>第十五</u>条の四第一項又は第十五</p>

年前再任用短時間勤務職員を除く。)にあつては、三歳)に達するまでの子を養育するため一日につき二時間を超えない範囲内で勤務しないこと(以下この条において「育児時間」という。)を承認することができる。

2
4 (略)

条の五第一項の規定により採用された国会職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるものを除く。)にあつては、三歳)に達するまでの子を養育するため一日につき二時間を超えない範囲内で勤務しないこと(以下この条において「育児時間」という。)を承認することができる。

2
4 (略)

○教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）（附則第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
附則			
（研究施設研究教育職員に関する特例）			
<p>第八条 研究施設研究教育職員に対する次の表の第一欄に掲げる法律の規定の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。</p>			
国家公務員法	(略)	国家公務員法	(略)
一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）	(略)	一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）	(略)
国家公務員退職手当法	(略)	国家公務員退職手当法	(略)
附則第十 六項	(略)	附則第十 六項	(略)
定年（附則第十二 各号及び第十四項各 号に掲げる者以外の 者（国家公務員法等 の一部を改正する法 律（令和三年法律第 号）第一条の	(略)	定年（附則第十二 各号及び第十四項各 号に掲げる者以外の 者（国家公務員法等 の一部を改正する法 律（令和三年法律第 号）第一条の	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
附則			
（研究施設研究教育職員に関する特例）			
<p>第八条 研究施設研究教育職員に対する次の表の第一欄に掲げる法律の規定の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。</p>			
国家公務員法	(略)	国家公務員法	(略)
一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）	(略)	一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）	(略)
国家公務員退職手当法	(略)	国家公務員退職手当法	(略)
附則第十 六項	(略)	附則第十 六項	(略)
定年（附則第十二 各号及び第十四項各 号に掲げる者以外の 者（国家公務員法等 の一部を改正する法 律（令和三年法律第 号）第一条の	(略)	定年（附則第十二 各号及び第十四項各 号に掲げる者以外の 者（国家公務員法等 の一部を改正する法 律（令和三年法律第 号）第一条の	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

規定による改正前の
国家公務員法第八十
一条の二第二項本文
（裁判所職員臨時措
置法において準用す
る場合を含む。）の
適用を受けていた者
であつて附則第十四
項第二号に掲げる職
員に該当する職員、
国会職員法及び国家
公務員退職手当法の
一部を改正する法律
（令和三年法律第
号）第一条の規
定による改正前の国
会職員法第十五条の
二第二項本文の適用
を受けていた者であ
つて附則第十四項第
八号に掲げる国会職
員に該当する国会職
員及び国家公務員法

規定による改正前の
国家公務員法第八十
一条の二第二項本文
（裁判所職員臨時措
置法において準用す
る場合を含む。）の
適用を受けていた者
であつて附則第十四
項第二号に掲げる職
員に該当する職員及
び国家公務員法等の
一部を改正する法律
第八条の規定による
改正前の自衛隊法第
四十四条の二第二項
本文の適用を受けて
いた者であつて附則
第十四項第九号に掲
げる隊員に該当する
隊員を含む。）にあ
つては六十歳とし、
附則第十二項各号に
掲げる者にあつては

等の一部を改正する法律第八条の規定による改正前の自衛隊法第四十四条の二第二項本文の適用を受けていた者であつて附則第十四項第十号に掲げる隊員に該当する隊員を含む。）にあつては六十歳とし、附則第十二項各号に掲げる者にあつては当該各号に定める年齢とし、附則第十四項第一号に掲げる職員、同項第七号に掲げる国会職員及び同項第九号に掲げる隊員にあつては六十五歳とし、同項第十二号に掲げる職員にあつては内閣官房令で定める年齢とす

当該各号に定める年齢とし、附則第十四項第一号に掲げる職員及び同項第八号に掲げる隊員にあつては六十五歳とし、同項第十一号に掲げる職員にあつては内閣官房令で定める年齢とする。）

၂၃

○国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第

号）（附則第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則 第七条（略） 2～7（略） 8 暫定再任用職員に対する第三条の規定による改正後の国家公務員退職手当法（附則第十二条第六項において「新退職手当法」という。）第二条第一項の規定の適用については、同項中「第四十五条の二第二項」とあるのは、「第四十五条の二第二項又は国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第 号）附則第四条第一項若しくは第二項若しくは第五条第一項若しくは第二項」とする。 9・10（略） 第十二条（略） 2～5（略） 6 暫定再任用職員に対する新退職手当法第二条第一項の規定の適用については、同項中「第四十五条の二第二項」とあるのは、「第四十五条の二第二項又は国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第 号）附則第九条第一項若しくは第二項若しくは第十條第一項若しくは第二項」とする。</p>	<p>附則 第七条（略） 2～7（略） 8 暫定再任用職員に対する第三条の規定による改正後の国家公務員退職手当法（附則第十二条第六項において「新退職手当法」という。）第二条第一項の規定の適用については、同項中「又は自衛隊法」とあるのは、「自衛隊法」と、「第四十五条の二第二項」とあるのは、「第四十五条の二第二項又は国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第 号）附則第四条第一項若しくは第二項若しくは第五条第一項若しくは第二項」とする。 9・10（略） 第十二条（略） 2～5（略） 6 暫定再任用職員に対する新退職手当法第二条第一項の規定の適用については、同項中「又は自衛隊法」とあるのは、「自衛隊法」と、「第四十五条の二第二項」とあるのは、「第四十五条の二第二項又は国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第 号）附則第九条第一項若しくは第二項若しくは第十條第一項若しくは第二項」とする。</p>

7
・
8
(略)

7
・
8
(略) は第二項とする。